

第36回 オンライン合宿 直前SP
建設業経理士
You Tube twitter
25/3/8(土) 19:30~21:00
yokoyama asaka

第36回 お疲れ様会
建設業経理士
You Tube twitter
25/3/9(日) 19:30~Endless
yokoyama asaka

※解答速報&検討会も実施！

代表者プロフィール

横山 隆志

- ・1982年 立命館大学法学部卒業
- ・2017年 東亜大学(法学専攻)大学院卒業
- ・金融機関でクレジットカードなどを担当
- ・会計ソフトベンチャー企業で大阪事業所責任者
- ・独立後会計ソフト運用支援、商工会議所セミナー等
- ・IT総合会計事務所 所長

・著書

さくらと学ぼう弥生会計・弥生販売・弥生給与
ビジネス会計検定試験3・2級(重要ポイント&模擬問題)・建設業経理士2級

・資格

税理士・中小企業診断士・ITコーディネータ・日商簿記1級、建設業経理士1級
ビジネス会計検定1級、全経税法1級、MicrosoftMCP・MCAMaster・弥生マスタインストラクタ
奉行OCIインストラクタ、PCA認定インストラクタ



企業会計原則 一般原則	真実性の原則 正規の簿記の原則 資本取引区分の原則 明瞭性の原則 継続性の原則 保守主義の原則 単一性の原則
真実性の原則	企業会計は企業の財務状態や経営成績について真実を報告するものでなければならない
正規の簿記の原則	正確な会計帳簿を作成しなければならない 網羅性、立証性（検証可能性）、秩序性
資本取引・損益取引区分の原則	資本取引と損益取引を明確に区別しなければならないというものです 投資家に正しい情報を
明瞭性の原則	財務諸表において利害関係者が企業の状況を正しく把握できるように、総額表示などの明瞭な表示や詳細な情報を注記する原則です。
継続性の原則	会計処理や手続きの原則を每期継続して適用し、理由なく変更してはならないという原則
保守主義の原則	収益は少なく時期は遅く、費用は大きく時期は早く計上するような保守的な会計処理を求める原則です。
単一性の原則	企業が作成する会計帳簿は 1 つのみとするルールです。 形式多元（株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的）、実質一元（正規の簿記の原則による会計帳簿の作成）
重要性の原則	会計において重要性が乏しいものは簡便な会計処理方法を認める原則です。 簿外資産
包括利益とは	純資産の変動額（持分所有者との取引除く）
当期純利益とは	株主資本の変動額（株主との直接取引を除く）
リサイクリングとは	一度「その他の包括利益」に含めたものを、当期純利益にあらためて含める（利益の 2 度使いということでリサイクル）

外貨建て	100 \$ の売上 取引日 100 円 決算日 110 円 決済日 105 円
2 取引基準は	取引 売掛 10,000 / 売上 10,000 決算 売掛 1,000 / 差益 1,000 決済 現金 10,500 / 売掛 11,000 差損 500
1 取引基準は	取引 売掛 10,000 / 売上 10,000 決算 売掛 1,000 / 売上 1,000 決済 現金 10,500 / 売掛 11,000 売上 500
日本はどちら？	2 取引
理由	売上が決算時に確定しない
換算方法	流動・非流動法（以前の処理） 貨幣・非貨幣法（在外しての本店） テンポラル法（在外支店） 決算日レート（在外子会社）
債権者持分と出資者持分の説明	債権者持分→当社から見れば負債 出身者持分→当社からみれば資本
上記の財務上の差異	返済期限があるかどうか？ 支払利息と配当 負債は資本より優先弁済権あり
利益処分の社外分配	配当
利益の社内留保	積立金
資産除去債務とは	有形固定資産の取得などによって発生し、その資産を除去費用が法令や契約で要求されている義務（債務）
取得時の経理処理	除去費用の割引現在価値を債務に計上するとともに有形固定資産の取得原価に含める。
決算時の会計処理	資産計上した除去費用を含めて減価償却費の計上 資産除去債務に割引率を乗じた利息費用の計上
利息費用は営業外収益か？	減価償却費と同じ区分に計上

財産法	期末資本－期首資本＝当期純利益 実際在高計算・損益の発生原因が不明確
損益法	期間収益－期間費用＝当期純利益 帳簿計算・棚卸減耗損などは把握できない
両社併用	帳簿記録と実地棚卸の併用で減耗把握
資産負債アプローチ	概念フレームワークで採用されている利益観 収益費用アプローチもある 財産法・損益法とほぼ同意
発生主義とは？	経済的価値の増減を収益・費用の発生ととらえる方法
実現主義とは	収益については、それが実現したときに認識する方法 未実現利益は控除される
実現の2用件	財・用役（サービス）の提供 貨幣性資産の受領（現金などの受領）
発生主義会計とは	実現主義で収益を発生主義で費用を認識し当期純利益を計算する会計
費用収益対応の原則	実現主義に対応した発生費用を対応させて利益を計上する方法
費用収益対応表示の原則	収益と費用を、発生源泉に従って表示する必要あり（営業・営業外のこと）
費用配分の原則の意味	取得原価を使用期間にわたり費用として計画的・規則的に配分 費用性資産（固定資産）が対象
この原則が企業会計上重視される理由	P L 面→当期に配分される部分の費用化 B S 面→次期以降に配分される部分を資産化 ※適正な期間損益計算
静態論における資産の概念	換金可能
動態論における資産の概念	損益計算の結果残ったもの
資産負債アプローチにおける資産の概念	将来のC F 生成能力
棚卸資産 払出数量計算の2方法	継続記録法と棚卸計算法 併用で棚卸減耗損を把握
払出単価計算の方法	個別法・FIFO・LIFO 平均原価法 LIFO は基準では認めていない

Fリースの要件	Fリース→ノンキャンセラブル・フルペイアウト(解約不能期間が経済的耐用年数の 75% リース料総額の割引が見積購入価額 90%) Oリース→上記以外
ファイナンスリースが売買取引に準じる理由	資金を借入て、資産を購入する取引と類似(金融取引) リース資産と債務をB S計上することで利害関係者リースの判断を誤らせないようにする。
減損処理の意味	減損処理→帳簿価額を回収可能価額まで引き下げる処理 将来に損失を繰り延べない処理
減損損失の測定	帳簿価額を正味売却価額または使用価値の高い方まで減額 その減少額を減損損失とする
減損処理後の会計処理について	減損損失処理後の簿価に対して減価償却を行う
建設工事の J Vの特徴	独立の法人格をもたない 発注者との関係では工事完成義務が共同責任
J V結成の動機(根拠)	リスク分散、技術力の強化、融資力、施工の確実性
共同施工方式(甲型)	出資比率に応じて資金・人員などを拠出する方式 会計上は独立性の確保に留意する必要あり
分担施工方式(乙型)	工事場所別等に分担して作業 工事の独立性確保されているので会計処理の独立性も保てる
特定 J V	大規模・高難易度の工事 工事の都度結集 中小が入ることは少ない
経常 J V	継続的な協業関係 中小はこのパターン
独立会計方式(原則)	J Vを独自の会計単位とする 専用口座の作成 計算問題のイメージ

独立会計方式で許容されている方法	スポンサー企業の電算システムを共用する方式
J Vでの手形発行	① J Vみずから振り出す 独立会計方式からはベスト ② 1.スポンサーが全額発行し、構成員に手形を発行させる 問題点 スポンサー破綻時に構成員は2重払い 2.手形決済日に構成員が出資 問題点 スポンサーがリスク負担 ③ スポンサー・サブにかかわらず出資比率に応じて手形発行 問題点 手形の信用度が違う
損益計算書とは	損益計算書は、企業の経営成績を表すものである。 1 会計期間の全ての収益とこれに対応するすべての費用を記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。
総額主義の原則	費用及び収益は総額によって記載することを原則とする
引当金繰入額を計上する目的と要件	目的→適正な損益計算 要件 ①将来の特定の費用・損失 ②発生が当期以前の事象に起因 ③発生の可能性が高い ④金額の見積もりが合理的
繰延資産を計上する目的と要件	目的→適正な損益計算 要件 ①既に代価の支払いが完了または支払義務確定 ②役務の提供を受けた（前払費用との違い） ③効果が将来にわたって発言 酢で薬効

売買目的有価証券とその他の有価証券 期末評価、評価差額の処理の説明	売目→B S 時価 評価差額は損益 その→B S 時価 評価差額は全部純資産 部分純資産（洗替）
上記、それぞれ採用される理由	売買→売却に制約ない 評価差額は財務活動の成果 その他→売却に制約あり 売買と関係会社株式の中間の性格
デリバティブの代表 3 つ	先物取引・先渡し取引・スワップ取引
デリバティブ債権債務の原則的な評価方法	時価
ヘッジ会計とは	ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識させる会計処理
ヘッジ会計の会計処理の方法は原則と容認	繰延ヘッジ（原則） 時価ヘッジ（容認）
税効果会計の意義	企業会計上と課税所得計算上の収益費用・益金損金の認識時点の相違により、資産・負債に相違 税引前利益と法人税を合理的に対応させる
将来減算一時差異とは	差異の解消時に課税所得の計算上減算されるもの。
将来減算一時差異の例	減価償却超過額 貸倒引当金繰入超過額
将来加算一時差異の例	積立金方式の圧縮記帳
会計上の変更など 減価償却の耐用年数の見積りに変更があった場合の処理	会計上の見積もりの変更に該当 耐用年数の変更は当該変更が将来に影響するので、当期以降の期間で減価償却を行う
定率法から定額法への変更の会計処理と そのような処理を行う理由	会計方針の変更 BUT 会計上の見積もりの変更と同様に処理を行い遡及適用は行わない。 当期以降の期間で減価償却を行う 会計方針の変更と見積もりの変更の区別が困難な場合に該当するから。
自己株式の本質の 2 説	資産説と資本控除接
C F 計算書の資金の範囲	現金および現金同等物
現金とは	手許現金および要求払預金

現金同等物とは	容易に換金可能で、 かつ 価値の変動につき僅少なりリスクしか負わない短期（取得日から満期までの期間が3か月以内）投資
C F 計算書 表示区分	営業活動・投資活動・財務活動
表示区分の判定方法	いずれの活動と強く関連しているか ①発生原因②事業目的③決済条件の取引慣行
C F 発生原因	売掛金回収⇒営業活動 固定資産購入の未払金支払⇒投資活動 固定資産の分割購入⇒財務活動
事業目的判定	貸付業⇒貸付金は営業活動 それ以外は投資活動
決済条件の取引慣行	固定資産購入後6か月後の支払いでも、それが取引慣行であれば投資活動 そうでなければ財務活動になることもある
偶発債務とは何か？	法律上の債務ではないが、将来一定の条件の発生により法律上の債務となる可能性をもつもの。 手形割引、債務保証など
偶発債務の会計上の取扱い	①発生確率低・金額合理益に見積もれない →注記 ②発生確率高・金額合理益に見積もれる →負債性引当金（債務保証損失引当金等）

第35回 オンライン合宿 直前SP 建設業経理士

You Tube twitter

24/9/7(日)19:30~21:00



yokoyama



asaka

第35回 お疲れ様会 建設業経理士

You Tube twitter

24/9/8(日)19:30~Endless



yokoyama



asaka

※当日、放送できない可能性もございます。ご了承ください。

トレーニング問題

① 3つの会計制度

会社法→債権者と株主の利害調整

金融商品取引法→一般投資家の保護を図る

税法→一般論としては会計と関連するものではない。ただしわが国では確定決算主義をとっているので関係あり

建設業の場合は建設業法に基づく開示制度もある

② 3つの公準

企業実体・継続企業・貨幣的評価

継続企業の公準：企業が解散や清算を前提とせず、将来も継続して事業を営むという前提である。各会計期間ごとの利益を適正に測定する**期間損益計算**が必要となる。

そのために**費用収益対応の原則**に基づき、減価償却で資産の価値減少を配分し、修繕引当金で将来の修繕費を見越して計上する必要がある。したがって、継続企業の公準がこれらの会計処理の根拠となる。

③ 企業会計原則

一般原則

資本取引・損益取引区別の原則

重要性の原則

重要性の乏しいものは、本来の厳密な処理をしなくても正規の簿記の原則に従った処理として認められる

④ 資産負債A Pと収益費用A P

純資産の差額を利益とする（≡財産法）

収益と費用の差額を利益とする（≡損益法）

⑤ 収益認識

発生主義会計→発生主義の原則（工事進行基準）と実現主義の原則（工事完成基準）

実現主義の2要件（①財・サービスの提供②貨幣性資産の受領）

⑥ 請負代金の決定方法

総額請負方式・原価補償契約

